

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月28日 02時05分ごろ
発生場所	青森県八戸市種差海岸北東岸 大久喜港北防波堤灯台から真方位320°890m付近 (概位 北緯40°30.4′ 東経141°37.2′)
事故の概要	貨物船第三十一千代丸は、南南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年6月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十一千代丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140185、有限会社幸宝海運
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首部に破口を伴う凹損、船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 2、視程 約3km 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが操舵スタンド前の椅子に腰を掛け、単独で船橋当直につき、約10.5ノットの対地速力で自動操舵により南南東進した。</p> <p>航海士Aは、船首方に北進する6隻の反航船を認め、同反航船のうち4隻が通過したころ眠気を催し、いつしか居眠りに陥り、本船が種差海岸北東岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>航海士Aは、北進する6隻の反航船が通過した後、変針点で針路を左に取る予定であったが、北進する4隻の反航船が通過した後、残り2隻だと思い、安堵して気が緩んだと本事故後に思った。</p> <p>航海士Aは、ふだん、操業している漁船を認めた場合、立った姿勢でレーダー監視及び目視で確認を行っていたが、本事故当時、航行海域に漁船がおらず、椅子に腰を浅く掛けたまま船橋当直についていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約2.6mであった。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で南南東進中、北進する6隻の反航船が通過する際、椅子に腰を掛けて単独で船橋当直についていた航海士Aが、居眠りに陥り、変針予定場所を過ぎて種差海岸北東岸に向けて航行を続けたことから、同海岸北東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、航行海域に漁船がおらず、椅子に腰を浅く掛けたまま船橋当直についていたこと、及び北進する4隻の反航船が通過した</p>

	<p>後、残り2隻だと思い、安堵して気が緩んだことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、自動操舵で南南東進中、北進する6隻の反航船が通過する際、椅子に腰を掛けて単独で船橋当直についていた航海士Aが、居眠りに陥り、変針予定場所を過ぎて種差海岸北東岸に向けて航行を続けたため、同海岸北東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、航海中に眠気を感じた際には、椅子に腰を掛けたままとせず、風に当たったり、身体を動かしたりするなどして居眠り運航防止措置を採ること。